

麦・大豆生産・加工施設整備対策の概要

1 趣旨

作柄が天候による影響を受けやすく供給量や品質が安定していない国産麦・大豆の供給量や品質を安定化させ、利用を拡大させるために、生産者と実需者が連携して行う生産基盤の強化や利用拡大に資する取組を支援します。

2 事業の流れ

国産麦・大豆の生産・利用拡大に向けて、

- ・自治体の麦・大豆に係る行政の担当者
- ・普及指導員が所属する地方公共団体
- ・農業協同組合等の生産者団体
- ・食品製造事業者等の実需者が連携して問題意識を共有します。



生産者と実需者が連携して行う計画的かつ一体的な取組を推進するため、「麦・大豆国産化プラン」を作成し、都道府県知事の承認を受けます。

麦・大豆国産化プランに参加する農業者団体、食品製造事業者等の事業実施主体が事業実施計画を作成し、都道府県知事に承認された後、乾燥調製施設等の整備に要する経費に対して助成を受けることができます。

3 支援対象となる施設

- ① 乾燥調製施設
- ② 穀類乾燥調製貯蔵施設
- ③ 農産物処理加工施設
- ④ 種子種苗生産関連施設の整備



乾燥調製施設

4 支援対象者（事業実施主体）

- ① 都道府県
- ② 市町村
- ③ 農業者の組織する団体（受益農業者の常時従事者が5名以上等の基準があります）
- ④ 食品製造事業者（農産物処理加工施設を整備する場合のみ）
- ⑤ コンソーシアム（農業関係機関、実需者等により構成されていること等の要件があります）

5 主な採択要件

- ・ 麦・大豆国産化プランを策定し、都道府県知事から承認を受けていること。
- ・ 成果目標の基準を満たしていること。
- ・ 面積要件を満たしていること。

6 麦・大豆国産化プラン

生産者と実需者が計画的かつ一体的に国産麦・大豆の生産・利用拡大に取り組むためのプランです。本事業に取り組む場合は、次の5つの事項を記載した麦・大豆国産化プランを策定し、都道府県知事から承認を受けていただく必要があります。

- ① 麦・大豆生産の現状と課題
- ② 課題解決に向けた取組方針
- ③ 産地と実需者との連携方針
- ④ 麦・大豆の国産化に向けた推進体制
- ⑤ 各関係者の役割

7 成果目標

要綱別記1別紙3の別添2から成果目標を設定し、目標の実現に向けて取り組む必要があります。

主な成果目標は以下のとおりです。

- ① 単収の増加
- ② 播種前契約の数量又は作付面積の増加（麦）
- ③ 作付面積の増加（大豆）
- ④ 生産コストの削減
- ⑤ 労働時間の削減
- ⑥ 契約栽培比率の向上（食品製造事業者）
- ⑦ 国産の使用割合の増加（食品製造事業者） 等

8 面積要件

面積要件については、品目ごとに設定しています。
 なお、中山間地域等において事業を実施する場合は、面積要件が緩和されます。

品目名	平場	中山間地域等※2
麦	北海道：60ha 都府県：30ha	10ha
大豆	20ha	10ha※1

- ※1 付加価値の高い大豆生産を実施していること又は実施することが確実と見込まれること。
 ※2 中山間地域所得向上計画又は中山間地域所得確保計画と連携する地域は、面積要件を課しません。

また、複合品目にかかる取組の場合は、全ての取組品目を合計した面積が、面積要件が最も大きな品目の要件を満たすこととします。

現状		考え方
小麦25ha	計 35ha	面積要件： <u>小麦30ha</u> 、大豆20ha それぞれの作物では面積要件を満たしていないものの、合計面積（35ha）が最も作付面積の大きい品目の面積要件（小麦30ha）を満たすため、両品目とも支援対象となる。
大豆10ha		

9 補助率・上限要望額

補助率：1/2以内
 上限要望額：20億円（食品製造事業者による農産物処理加工施設については5億円）

10 優先採択措置

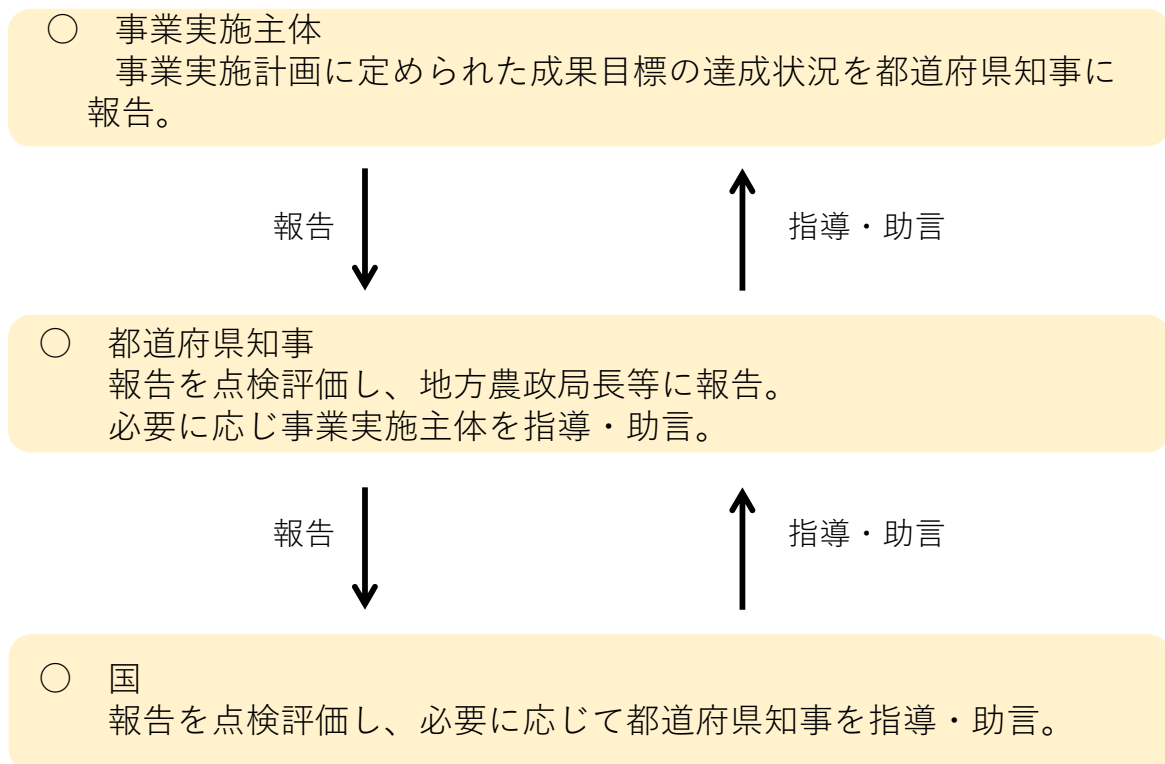
食料安全保障の観点から国産シェアの拡大を推進する必要がある品目について重点品目及び準重点品目を設定し、優先的に採択することとしています。

重点品目 (小麦・大豆)	準重点品目 (二条大麦、六条大麦、はだか麦)
10ポイント	5ポイント

注：複数品目にかかる取組の場合は、目標年度における栽培面積の大きい品目から順に過半を占めるまでの品目のうち最大のポイントを加算するものとします。

11 評価

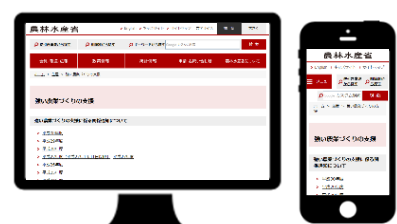
- ① 成果目標の目標年度は、原則、事業実施年度の翌々年度となります。
- ② 都道府県知事は、事業実施から目標年度までの間は、毎年度、事業実施状況を関係機関に報告し、必要に応じて指導・助言を受けて改善を図ります。
- ③ 事業の評価は、目標年度の翌年度において、自ら評価を行い、それぞれ関係機関に報告します。
- ④ 評価結果に基づき、事業実施主体は必要に応じて指導・助言等を受けて改善を図ります。



事業の通知等

産地生産基盤パワーアップ事業の各種通知や事例などは、農林水産省Webサイトでご覧いただけます。

 国産シェア拡大対策（麦・大豆） 



12 問合せ先

事業内容や申請に関するお問合せは、都道府県の担当窓口までご相談下さい。
都道府県の担当窓口がご不明の場合は、下記までお問合せ下さい。

北海道農政事務所 生産経営産業部生産支援課
☎ 011-330-8807 www.maff.go.jp/hokkaido/

東北農政局
生産部生産振興課
☎ 022-221-6169

関東農政局
生産部生産振興課
☎ 048-740-0409

北陸農政局
生産部生産振興課
☎ 076-232-4302

東海農政局
生産部生産振興課
☎ 052-223-4622

近畿農政局
生産部生産振興課
☎ 075-414-9020

中国四国農政局
生産部生産振興課
☎ 086-224-9411

九州農政局
生産部生産振興課
☎ 096-300-6222

内閣府沖縄総合事務局 農林水産部生産振興課
☎ 098-866-1653 www.ogb.go.jp/nousui/

www.maff.go.jp/j/org/outline/dial/kyoku.html

農林水産省 農産局 穀物課麦生産班 : ☎ 03-6744-2108
豆類班 : ☎ 03-3502-5965